

○独立行政法人住宅金融支援機構役員退職手当規程

平成19年4月1日
住機規程第29号

平成29年12月26日 住機規程第91号改正

(適用)

第1条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の役員に対する退職手当の支給については、この規程に定めるところによる。

(支給対象)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合にはその者に、役員が死亡した場合にはその遺族に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定により解任された場合（同項第1号の規定に該当するため解任された場合を除く。）には、当該役員には退職手当は支給しない。

2 役員退職手当の支給制限、返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第12条から第17条までの規定（第12条第3項、第13条第4項、第8項及び第9項、第14条第4項、第15条第2項及び第5項、第16条第3項並びに第17条第2項及び第8項を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「公務」とあるのは「機構業務」と、「職員」とあるのは「役員」と、「再任用職員等に対する免職処分」とあるのは「役員に対する免職処分」と読み替えるものとする。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され、又は在職中に死亡した日（以下「退職等の日」という。）におけるその者の俸給月額（独立行政法人住宅金融支援機構役員報酬規程（平成19年住機規程第28号）第3条に規定する俸給の月額をいう。以下同じ。）に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、主務大臣が0.0から2.0の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段又は第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額（国家公務員（退職手当法第2条第

1 項に規定する職員をいう。以下同じ。)として在職した期間にあつては、当該国家公務員として在職した者の国家公務員を退職した日における俸給月額を勘案して理事長がその都度定める額)に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、前項の規定により計算した役職別期間の合計月数が在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した者の取扱い)

第6条 役員のうち、機構の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員として引き続き在職したものとみなす。

2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、若しくは解任され、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、退職手当は支給しない。

4 第2項の規定に該当する役員が退職し、解任され、又は死亡した場合(前項の規

定に該当する退職及び解任を除く。)の退職手当の額は、当該退職等の日において、引き続いて国家公務員となり、即日に国家公務員として退職したものと仮定して、第2項の規定に該当する役員としての引き続いた在職期間を退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなして同法の関係規定の例により計算した額とする。この場合において、当該退職等の日における俸給月額を基礎に、当該退職し、解任され、又は死亡した者の役員となった日から退職等の日までの期間を勘案して理事長がその都度定める額とする。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、法令に定めるものがあるときは、その役員の退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を通貨により、業績勘案率が決定した日以後遅滞なく支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する暫定業績勘案率を用いて第3条を準用して算出する退職手当の額以内の額(以下「暫定退職手当額」という。)を、役員の退職等の日以後に支給することができる。この場合において、第3条中「主務大臣が0.0から2.0の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率」とあるのは「第7条第3項に規定する暫定業績勘案率」と読み替える。

3 暫定業績勘案率は、0.90とする。

4 第2項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額(以下「決定支給額」という。)の内払とみなし、業績勘案率が決定した日以降遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者

三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

2 退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号又は第3号

に掲げる者にあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第10条 退職手当の支給の手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、総務人事部の事務を担当する役員が実施細則に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年3月31日から同年9月30日までの間に退職する役員についてのこの規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構役員退職手当規程（以下「新規程」という。）第3条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、「100分の98」とする。

- 3 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間に退職する役員についての新規程第3条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。